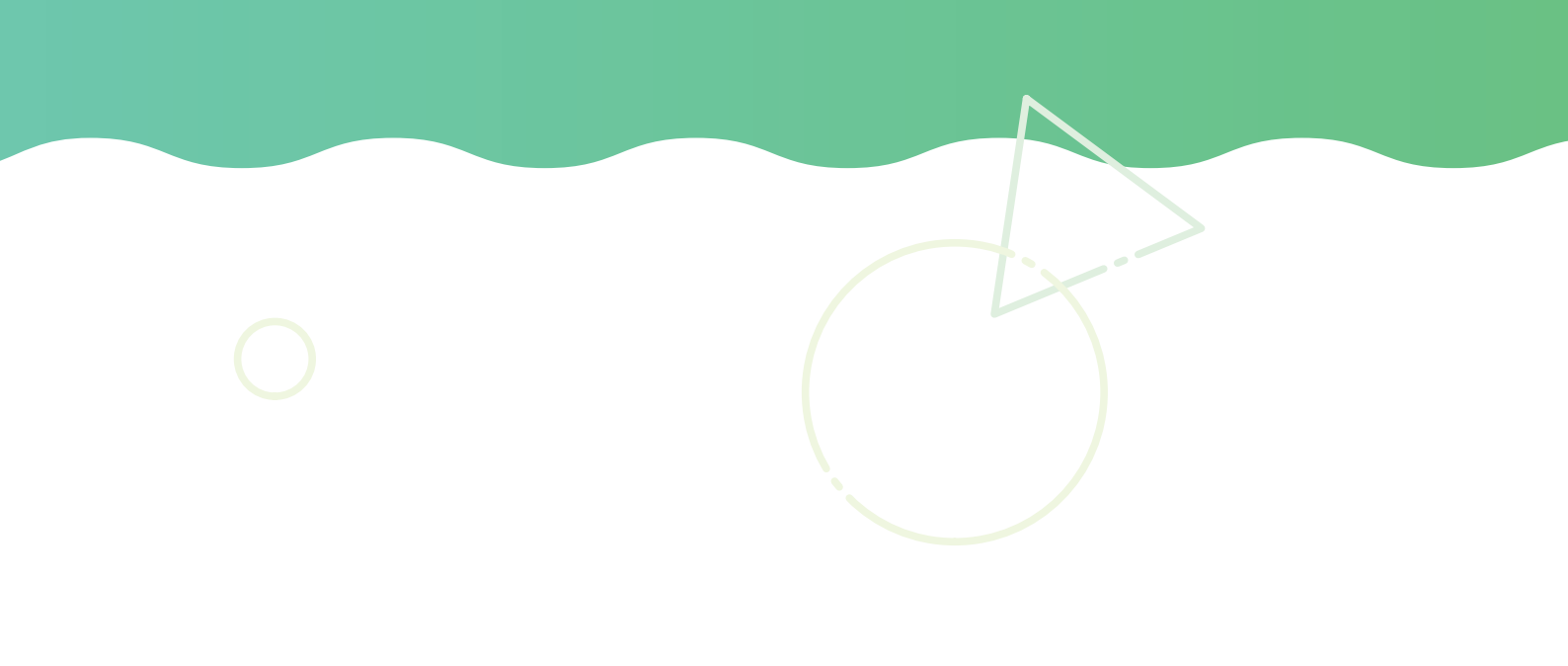




守 谷 市

インクルーシブな
公園広場整備のための
ガイドライン

目次

はじめに ガイドライン策定の背景と目的	3
---------------------	---

序章 本ガイドラインについて	4
----------------	---

1 ガイドラインの利用対象	4
2 目的	4
3 位置づけ	4
4 対象公園・施設	5
5 計画期間	5
6 本ガイドラインの構成	5

第1章 守谷市の公園の現状・課題	7
------------------	---

1 都市の現状整理	7
2 公園・広場の現状	18
3 公園・広場の課題	23
4 現状・課題の整理と対応の方向性	26

第2章 整備の基本的な考え方	28
----------------	----

1 検討・進め方	28
2 検討の留意点	39
3 地区類型別の将来像	40
4 駐車場とトイレの整備を検討する公園	42

第3章 インクルーシブな公園広場整備のポイント	43
-------------------------	----

1 遊具・施設の基本的な考え方	43
2 遊具の整備に係る配慮事項	46
3 遊具以外の施設整備に係る配慮事項	53
4 情報環境に関する配慮事項	55
5 維持管理における配慮事項	56

第4章 維持管理・運営手法、新規施設整備手法	57
------------------------	----

1 維持管理・運営手法	58
2 新規施設整備手法	59

参考資料1 インクルーシブ公園の最新事例等	60
-----------------------	----

参考資料2 アンケート結果	77
---------------	----

「インクルーシブな公園広場」とは、心身の障がいの有無、国籍、年齢に関わらず、どんな人でも利用できる、過ごしやすい公園広場のことです。

守谷市内の公園には、土地区画整理事業や開発等により整備された公園が多く、施設の老朽化に伴い、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持保全や修繕を行っています。

こうした中で、大規模な改修を行う公園においては、公園の機能を見直したり、遊具やサインなどを更新することが必要になり、これらの期を捉えインクルーシブな公園広場の整備を推進するため、これからの公園広場の整備方針について、基本的な考え方や配慮事項を示した「守谷市インクルーシブな公園広場整備のためのガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定することとしました。

インクルーシブな空間とは

インクルーシブ = 「全てを包み込む」

・インクルーシブという言葉は「全てを包み込む」という意味を持ちます。

・インクルーシブな空間は、障がいの有無にかかわらず、「どんな人でも利用できる、過ごしやすい」空間です。



参考 インクルーシブに関する社会動向

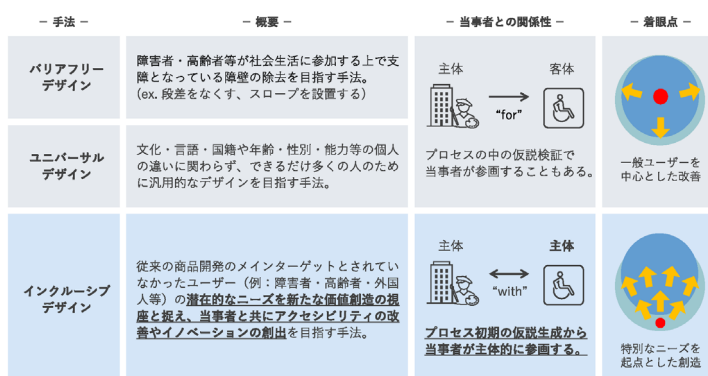
・近年、性別・国籍・宗教の違いや障がいの有無にかかわらず、互いを認め合い、排除せずに共生するインクルーシブ社会が求められています。

・2015年9月国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の中の「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標9 産業と技術革新を基盤をつくろう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和を公正をすべての人に」において「あらゆる」「すべての」という言葉も頻繁に使用されています。

・経済産業省でも、社会包摂と経済成長の実現に向けてインクルーシブデザインの普及拡大を推進しています。

・2024年4月には、国土交通省からインクルーシブな遊び場づくりの参考事例集が公表されました。

・このように公園広場を含め社会全体として、「インクルーシブ」への取り組みが求められています。



1 ガイドラインの利用対象

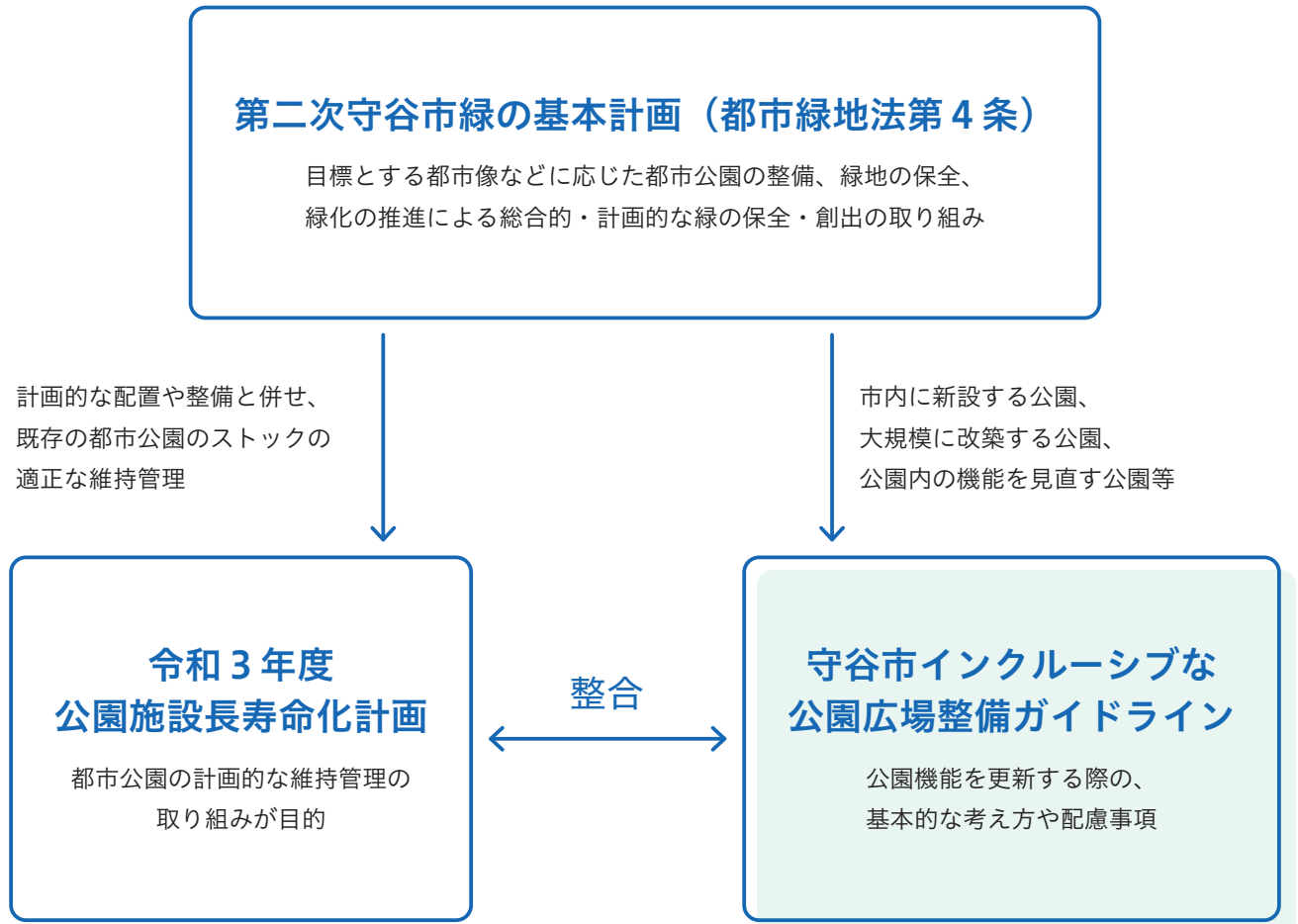
ガイドラインはこれからの公園広場の整備、改修の際に参考とする計画・設計等の指針となるものです。そのため、ガイドラインの利用対象は、守谷市（以下、本市）のほか、計画・設計者、施工者などの民間事業者等、整備や管理などを通じて公園に関連する人を対象としています。

2 目的

今後、新設する公園広場や公園機能を更新する際の留意点を取りまとめ、インクルーシブな公園広場の実現に向けて、基本的な考え方や配慮事項を定め、これからの公園広場の整備、改修の際に参考となる計画・設計等の指針とすることを目的とします。

3 位置づけ

本計画の位置づけは、下図のとおりです。



4 対象公園・施設

対象公園・施設は、本市が管理する都市公園のうち、遊具施設がある61公園のほか、将来本市が新たに整備する公園や民間により整備され、本市に帰属される公園や緑地にも適用することとします。

なお、現在、遊具施設のない公園でも、公園を更新する際には参考にする予定です。

5 計画期間

本ガイドラインの更新は社会情勢の変化や公園設備の進歩等を定期的に評価し、5年毎に更新します。

6 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、下表のとおりです。

表1 本ガイドラインの構成

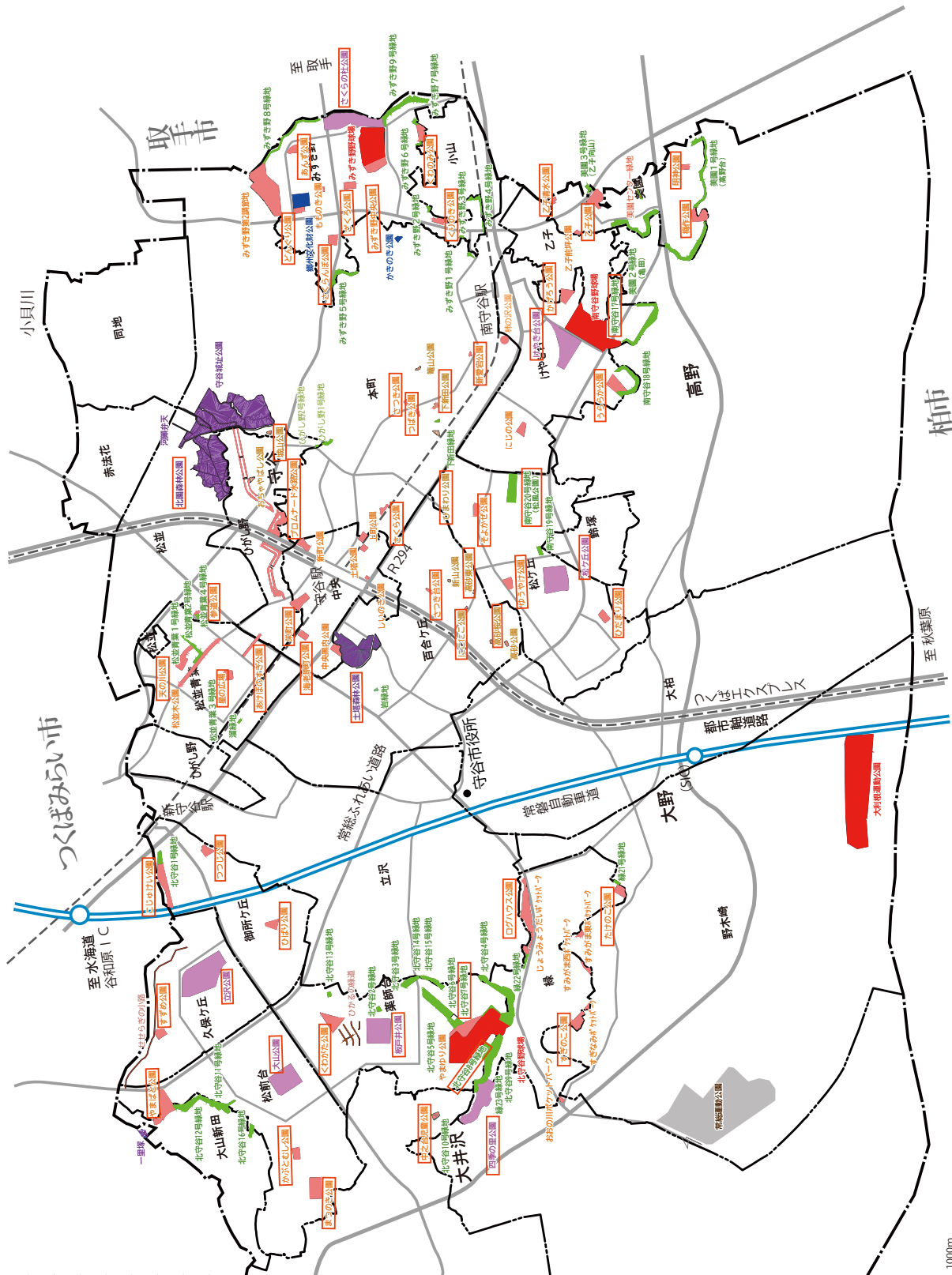
	概要
はじめに	・ガイドライン策定の背景と目的を示します。
序章 本ガイドラインについて	・利用対象、目的、位置付け、対象公園・施設を示します。
第1章 守谷市の公園の現状・課題	・守谷市の公園緑地の現状・課題を整理します。
第2章 整備の基本的な考え方	・公園施設の新設、機能更新にあたっての考え方や進め方を示します。
第3章 インクルーシブな公園広場整備のポイント	・遊具施設の特徴や、施設の更新の考え方、先進事例を含めて整理します。
第4章 維持管理・運営手法、新規施設整備手法	・公園施設の維持管理・運営手法や、新規施設整備手法を整理します。
参考資料1 インクルーシブ公園の最新事例等	・参考として、先進事例を紹介します。
参考資料2 アンケート結果	・ガイドライン策定にあたり実施したアンケートの結果を紹介します。

凡 例		その他の公園	
都市公園			
近隣公園	森林公園等	緑 地	
街区公園		緑 道	
歴史公園		運動施設	
都市緑地			
運動公園			
住区基幹公園	種 別	種 類	内 容
	近隣公園		主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
緑地等	街区公園		主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	特殊公園 (歴史公園、児童公園)		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即し配置する。
緑地等	都市緑地		主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、造成市街地等において良好な樹林地等がある場合は都市緑地の改善を図るために緑地を指定する場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに用地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	都市基幹公園	運動公園	都市住民全般的な主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～1万haを標準として配置する。

出典：国土交通省ホームページ

遊具施設のある公園

※平成5年都市公園法施行令の改正により、
現在、児童公園は街区公園に改められている。



0 250 500 1000m